



千葉労働局発表
令和元年 12 月 25 日

【照会先】

千葉労働局職業安定部

職業対策課長 若林 正一

職業対策課長補佐 日暮 信義

地方障害者雇用担当官 鹿野 和幸

(代表電話) 043-221-4391

(直通電話) 043-221-4392

報道関係者 各位

令和元年 障害者雇用状況の集計結果

〔 民間企業の雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新 〕

千葉労働局（局長 友藤 智朗）では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和元年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常用雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

ポ イ ン ト

【民間企業】（法定雇用率 2.2%）

- 雇用障害者数は 11,677.0 人、対前年 6.3%（688.5 人）増加（16 年連続で過去最高）
うち精神障害者の雇用数が対前年 15.6%（252.5 人）増加
- 実雇用率は 2.11%、対前年比 0.09 ポイント上昇（8 年連続で過去最高）
- 法定雇用率達成企業の割合は 51.6%（対前年比 2.2 ポイント上昇）

【公的機関】（同 2.5%、県及び一部市町村教育委員会は 2.4%）※（ ）は前年の値

- 県機関では、雇用障害者数が対前年で上回る。
雇用障害者数 753.5 人（642.5 人）、実雇用率 1.83%（1.85%）
- 市町村機関では、雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。
雇用障害者数 1,275.0 人（1,192.5 人）、実雇用率 2.42%（2.33%）

【独立行政法人等】（同 2.5%）※（ ）は前年の値

- 雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。
雇用障害者数 55.5 人（53.0 人）、実雇用率 2.48%（2.37%）

（注）障害者の数のカウントについては、別紙「法定雇用率とは」（5 ページ）の※を参照してください。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

※報告対象企業は、平成 24 年までは 56 人以上規模企業、平成 25 年から平成 29 年までは 50 人以上規模企業、平成 30 年からは 45.5 人以上規模企業である。
(法定雇用率：1.8%→2.0%→2.2%)

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（45.5 人以上規模の企業：法定雇用率 2.2%）に雇用されている障害者数は 11,677.0 人で、前年より 688.5 人、6.3%増加し、16 年連続で過去最高となった。
- ・ 障害種別の雇用状況は、身体障害者は 6,405.0 人（対前年比 3.6%増）、知的障害者は 3,402.5 人（対前年比 6.7%増）、精神障害者は 1,869.5 人（対前年比 15.6%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、8 年連続で過去最高の 2.11%（前年は 2.02%）であった。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は 51.6%（同 49.4%）と 2.2 ポイント上昇した。

【第 1 表、第 1 図、第 4 図】

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5～100 人未満規模企業では 1,652.0 人、100～300 人未満で 2,860.0 人、300～500 人未満で 1,113.5 人、500～1,000 人未満で 1,338.5 人、1,000 人以上で 4,713.0 人となり、500～1,000 人未満規模企業を除き増加した。
- ・ 実雇用率は、規模が大きいほど高く、民間企業全体の実雇用率（2.11%）と比較すると、
 - ⇒ 1,000 人以上規模企業（2.29%）、500～1,000 人未満（2.14%）については上回った。
 - ⇒ 300～500 人未満規模企業（2.00%）、100～300 人未満（2.00%）、45.5～100 人未満（1.87%）については下回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、企業規模 45.5～100 人未満が 49.2%、100～300 人未満が 55.0%、300～500 人未満が 52.2%、500～1,000 人未満が 46.6%、1,000 人以上が 55.7%となり、500～1,000 人未満規模企業を除き前年より上昇した。

【第 2 表(1)、第 3 表(1)、第 2 図、第 4 図】

○ 産業別の状況

- 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農業、林業、漁業、鉱業」が 64.0 人、「建設業」が 193.5 人、「製造業」が 1,488.0 人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が 33.0 人、「情報通信業」が 144.0 人、「運輸業」が 1,091.5 人、「卸売業、小売業」が 1,676.0 人、「金融業、保険業」が 368.0 人、「不動産業、物品賃貸業」が 147.5 人、「学術研究、専門・技術サービス業」が 1,837.5 人、「宿泊業、飲食サービス業」が 256.5 人、「生活関連サービス業、娯楽業」が 324.5 人、「教育・学習支援業」が 144.0 人、「医療・福祉」が 2,371.0 人、「複合サービス事業」が 144.5 人、「サービス業」が 1,393.5 人であった。
- 産業別の実雇用率では、「農業、林業、漁業、鉱業」(2.88%)、「医療・福祉」(2.58%)、「学術研究、専門・技術サービス業」(2.34%)、「金融業、保険業」(2.25%)が法定雇用率に達している。さらに、「運輸業」(2.17%)、「複合サービス事業」(2.09%)、「サービス業」(2.09%)と続いている。

【第 2 表(2)、第 3 表(2)、第 3 図】

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- 令和元年の法定雇用率未達成企業は 1,262 社。そのうち、不足数が 0.5 人または 1 人である企業(1 人不足企業)が 872 社と、69.1%を占めている。
- また、障害者を 1 人も雇用していない企業(0 人雇用企業)が 750 社、未達成企業に占める割合は、59.4%となっている。

2 公的機関における在職状況

○ 県の機関(法定雇用率 2.5%が適用される機関)

県の機関(40.0 人以上の機関)に在職している障害者の数は 344.0 人で、前年より 20.1%(57.5 人)増加しており、実雇用率は 2.81%と前年に比べ 0.42 ポイント上昇し、4 機関中 3 機関が達成した。

【第 4 表 1、第 6 表(1)・(2)】

○ 県教育委員会(法定雇用率 2.4%が適用される機関)

県教育機関に在職している障害者の数は 409.5 人で、前年より 15.0%(53.5 人)増加しており、実雇用率は 1.41%と前年に比べ 0.15 ポイント低下した。

【第 4 表 2、第 6 表(3)】

○ 市町村等の機関(法定雇用率 2.5%が適用される機関)

市町村等の機関(40.0 人以上の機関)に在職している障害者の数は 1,172.0 人で、前年より 7.2%(79.0 人)増加しており、実雇用率は 2.51%と前年に比べ 0.13 ポイント上昇し、89 機関中 75 機関が達成した。

【第 5 表、第 6 表(5)】

○ 市町村教育委員会（法定雇用率 2.4%が適用される機関）

市教育機関に在職している障害者の数は 103.0 人で、前年より 3.5%（3.5 人）増加しており、実雇用率は 1.74%と前年に比べ 0.12 ポイント低下し、4 機関中 2 機関が達成した。

【第 5 表、第 6 表(6)】

3 独立行政法人等における雇用状況

地方の独立行政法人等（法定雇用率 2.5%、40.0 人以上の機関）に雇用されている障害者の数は 55.5 人、前年より 4.7%（2.5 人）増加しており、実雇用率は 2.48%と前年に比べ 0.11 ポイント上昇し、4 機関中 2 機関が達成した。

【第 1 表、第 6 表(4)】

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和元年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

< 目 次 >

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率 2.2 %）

第1表	概況・障害種別雇用状況	7
第2表	企業規模別・産業別の雇用状況	8
第3表	企業規模別・産業別の障害種別雇用状況	9
第1図	民間企業における実雇用率と雇用されている障害者の推移	10
第2図	民間企業における規模別障害者の実雇用率の推移	11
第3図	民間企業における産業別障害者の実雇用率の推移	12
第4図	民間企業における規模別障害者の法定雇用率達成企業割合の推移	13

2 公的機関等における在職状況（法定雇用率 2.5%または 2.4%）

第4表	千葉県機関（法定雇用率 2.5%が適用される機関）の障害者 在職状況	14
	千葉県機関（法定雇用率 2.4%が適用される機関）の障害者 在職状況	15
第5表	千葉県内市町村等の機関における障害者の在職状況	16
第6表	地方公共団体等の各機関の状況	17～19

第1表 民間企業等における雇用状況

(1) 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E.計 A×2+B+C+D×0.5	F.うち新規雇用分			
一般の民間企業 〔2. 2%〕	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
	2,606	554,565.5	2,181	607	5,733	1,950	11,677.0	1,279.0	2.11	1,344	51.6
	(2,535)	(542,794.0)	(2,078)	(589)	(5,342)	(1,803)	(10,988.5)	(1,342.0)	(2.02)	(1,252)	(49.4)
特殊法人等 〔2. 5%〕	4	2,237.0	13	1	28	1	55.5	7.0	2.48	3	75.0
	(4)	(2,240.5)	(11)	(2)	(28)	(2)	(53.0)	(18.5)	(2.37)	(3)	(75.0)

(2) 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数					
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c+d×0.5		a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c+d×0.5		c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	f.計 c+(d-e)×0.5+e			
						f.うち新規雇用分									e.d.のうち(注5)に該当する労働者	g.うち新規雇用分			
一般の民間企業 〔2. 2%〕	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	11,677.0 (10,988.5)	1,677 (1,616)	428 (404)	2,328 (2,273)	590 (546)	6,405.0 (6,182.0)	488.5 (541.0)	504 (462)	179 (185)	1,736 (1,627)	959 (907)	3,402.5 (3,189.5)	317.0 (350.0)	1,101 (942)	969 (850)	568 (500)	1,869.5 (1,617.0)	473.5 (451.0)	
特殊法人等 〔2. 5%〕	55.5 (53.0)	11 (10)	0 (1)	11 (11)	0 (1)	33.0 (32.5)	3.0 (8.0)	2 (1)	1 (1)	6 (5)	1 (1)	11.5 (8.5)	3.0 (2.5)	6 (9)	5 (3)	5 (3)	11.0 (12.0)	1.0 (8.0)	

〔(2)の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb d 欄及び④のd 欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④e欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
- ①平成28年6月2日以降に採用された者であること。
- ②平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔(1)の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
- ①平成28年6月2日以降に採用された者であること。
- ②平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

第2表 企業規模別・産業別の雇用状況

(1) 規模別

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A.重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 働者	C.重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短 時間労働者	E.計 A×2+B+C +D×0.5	F.うち新 規雇用分			
規模計	企業 2,606	人 554,565.5	人 2,181	人 607	人 5,733	人 1,950	人 11,677.0	人 1,279.0	% 2.11	企業 1,344	% 51.6
	(2,535)	(542,794.0)	(2,078)	(589)	(5,342)	(1,803)	(10,988.5)	(1,342.0)	(2.02)	1,252	(49.4)
45.5～ 100人未満	企業 1,332	人 88,216.0	人 286	人 99	人 814	人 334	人 1,652.0	人 222.5	% 1.87	企業 656	% 49.2
	(1,281)	(85,496.0)	(269)	(121)	(747)	(403)	(1,607.5)	(234.0)	(1.88)	(606)	(47.3)
100～ 300人未満	949	142,756.5	537	194	1,391	402	2,860.0	405.5	2.00	522	55.0
	(938)	(142,301.0)	(507)	(155)	(1,360)	(284)	(2,671.0)	(402.5)	(1.88)	(507)	(54.1)
300～ 500人未満	161	55,581.0	252	43	512	109	1,113.5	124.5	2.00	84	52.2
	(150)	(51,934.5)	(226)	(44)	(445)	(69)	(975.5)	(142.5)	(1.88)	(60)	(40.0)
500～ 1,000人未満	103	62,459.0	266	49	700	115	1,338.5	130.5	2.14	48	46.6
	(109)	(65,978.5)	(278)	(54)	(697)	(127)	(1,370.5)	(167.5)	(2.08)	(53)	(48.6)
1,000人以上	61	205,553.0	840	222	2,316	990	4,713.0	396.0	2.29	34	55.7
	(57)	(197,084.0)	(798)	(215)	(2,093)	(920)	(4,364.0)	(395.5)	(2.21)	(26)	(45.6)

(注) 第1表 (1)1～7と同じ

(2) 産業別

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A.重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 働者	C.重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短 時間労働者	E.計 A×2+B+C +D×0.5	F.うち新 規雇用分			
産業計	企業 2,606	人 554,565.5	人 2,181	人 607	人 5,733	人 1,950	人 11,677.0	人 1,279.0	% 2.11	企業 1,344	% 51.6
	(2,535)	(542,794.0)	(2,078)	(589)	(5,342)	(1,803)	(10,988.5)	(1,342.0)	(2.02)	1,252	(49.4)
農・林・漁業、 鉱業	企業 18	人 2,219.5	人 14	人 4	人 27	人 10	人 64.0	人 3.5	% 2.88	企業 11	% 61.1
	(19)	(2,289.5)	(13)	(3)	(25)	(13)	(60.5)	(1.0)	(2.64)	(9)	(47.4)
建設業	121	12,075.5	53	4	81	5	193.5	25.0	1.60	62	51.2
	(111)	(10,623.0)	(44)	(3)	(68)	(3)	(160.5)	(32.0)	(1.51)	(48)	(43.2)
製造業	485	77,093.0	295	32	828	76	1,488.0	148.0	1.93	275	56.7
	(480)	(74,582.0)	(292)	(29)	(779)	(73)	(1,428.5)	(189.5)	(1.92)	(262)	(54.6)
電気・ガス・熱 供給・水道業	8	1,714.5	9	0	15	0	33.0	1.0	1.92	3	37.5
	(7)	(1,702.0)	(11)	(1)	(12)	(0)	(35.0)	(7.0)	(2.06)	(3)	(42.9)
情報通信業	57	9,719.0	34	3	70	6	144.0	20.0	1.48	18	31.6
	(55)	(8,779.0)	(34)	(3)	(57)	(3)	(129.5)	(19.0)	(1.48)	(18)	(32.7)
運輸業	291	50,197.0	240	33	546	65	1,091.5	96.5	2.17	159	54.6
	(278)	(43,903.0)	(195)	(21)	(471)	(37)	(900.5)	(115.0)	(2.05)	(141)	(50.7)
卸売業、小売 業	356	89,829.5	296	79	882	246	1,676.0	226.5	1.87	151	42.4
	(354)	(89,997.0)	(295)	(78)	(855)	(209)	(1,627.5)	(206.0)	(1.81)	(146)	(41.2)
金融業、保険 業	24	16,351.0	103	6	154	4	368.0	25.0	2.25	13	54.2
	(25)	(16,728.0)	(106)	(5)	(139)	(7)	(359.5)	(20.0)	(2.15)	(11)	(44.0)
不動産業、 物品賃貸業	42	8,564.0	34	6	69	9	147.5	21.0	1.72	17	40.5
	(41)	(8,547.5)	(37)	(5)	(68)	(5)	(149.5)	(19.5)	(1.75)	(15)	(36.6)
学術研究、専門・ 技術サービス業	51	78,589.5	219	155	865	759	1,837.5	94.5	2.34	22	43.1
	(51)	(80,125.0)	(219)	(152)	(785)	(727)	(1,738.5)	(102.0)	(2.17)	(20)	(39.2)
宿泊業、飲食 サービス業	71	13,605.0	43	15	131	49	256.5	34.5	1.89	30	42.3
	(67)	(13,952.0)	(35)	(18)	(126)	(48)	(238.0)	(43.5)	(1.71)	(26)	(38.8)
生活関連サービ ス業、娯楽業	128	18,972.0	53	25	161	65	324.5	39.0	1.71	47	36.7
	(125)	(19,208.0)	(53)	(27)	(170)	(57)	(331.5)	(33.0)	(1.73)	(52)	(41.6)
教育・ 学習支援業	62	10,038.0	37	8	58	8	144.0	16.5	1.43	25	40.3
	(64)	(10,717.0)	(38)	(10)	(68)	(11)	(159.5)	(37.5)	(1.49)	(22)	(34.4)
医療・福祉	585	92,067.5	387	190	1,123	568	2,371.0	371.0	2.58	352	60.2
	(564)	(88,961.5)	(356)	(189)	(1,018)	(535)	(2,186.5)	(375.5)	(2.46)	(332)	(58.9)
複合 サービス事業	35	6,926.0	40	5	56	7	144.5	10.0	2.09	18	51.4
	(33)	(6,936.0)	(36)	(5)	(63)	(6)	(143.0)	(12.5)	(2.06)	(14)	(42.4)
サービス業	272	66,604.5	324	42	667	73	1,393.5	147.0	2.09	141	51.8
	(261)	(65,743.5)	(314)	(40)	(638)	(69)	(1,340.5)	(129.0)	(2.04)	(133)	(51.0)

(注) 第1表 (1)1～7と同じ

第3表 企業規模別・産業別の障害種別雇用状況

(1) 規模別

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c+d×0.5		a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c+d×0.5		c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	f.計 c+(d-e)×0.5+e		g. うち新規雇用分
							f. うち新規雇用分									e.dのうち注5に該当する労働者		
規模計	11,677.0 (10,988.5)	1,677 (1,616)	428 (404)	2,328 (2,273)	590 (546)	6,405.0 (6,182.0)	488.5 (541.0)	504 (462)	179 (185)	1,736 (1,627)	959 (907)	3,402.5 (3,189.5)	317.0 (350.0)	1,101 (942)	969 (850)	568 (500)	1,869.5 (1,617.0)	473.5 (451.0)
45.5～ 100人未満	1,652.0 (1,607.5)	222 (210)	68 (82)	329 (295)	89 (105)	885.5 (849.5)	79.0 (86.5)	64 (59)	31 (39)	210 (196)	155 (164)	446.5 (435.0)	61.0 (64.5)	153 (119)	212 (271)	122 (137)	320.0 (323.0)	82.5 (83.0)
100～ 300人未満	2,860.0 (2,671.0)	444 (420)	132 (104)	640 (657)	149 (120)	1,734.5 (1,661.0)	182.0 (179.5)	93 (87)	62 (51)	315 (322)	145 (113)	635.5 (603.5)	71.0 (85.0)	259 (247)	285 (185)	177 (134)	490.0 (406.5)	152.5 (138.0)
300～ 500人未満	1,113.5 (975.5)	205 (185)	35 (31)	251 (223)	47 (31)	719.5 (639.5)	54.0 (55.5)	47 (41)	8 (13)	124 (108)	36 (23)	244.0 (214.5)	29.5 (49.5)	108 (86)	55 (43)	29 (28)	150.0 (121.5)	41.0 (37.5)
500～ 1,000人未満	1,338.5 (1,370.5)	186 (220)	29 (33)	313 (340)	30 (27)	729.0 (826.5)	39.5 (70.5)	80 (58)	20 (21)	193 (173)	61 (73)	403.5 (346.5)	41.5 (47.5)	151 (150)	67 (61)	43 (34)	206.0 (197.5)	49.5 (49.5)
1,000人以上	4,713.0 (4,364.0)	620 (581)	164 (154)	795 (758)	275 (263)	2,336.5 (2,205.5)	134.0 (149.0)	220 (217)	58 (61)	894 (828)	562 (534)	1,673.0 (1,590.0)	114.0 (103.5)	430 (340)	350 (290)	197 (167)	703.5 (568.5)	148.0 (143.0)

(注) 第1表 (2) 1～7と同じ

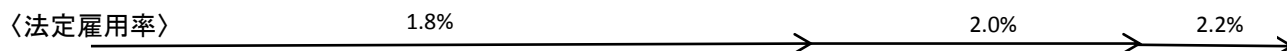
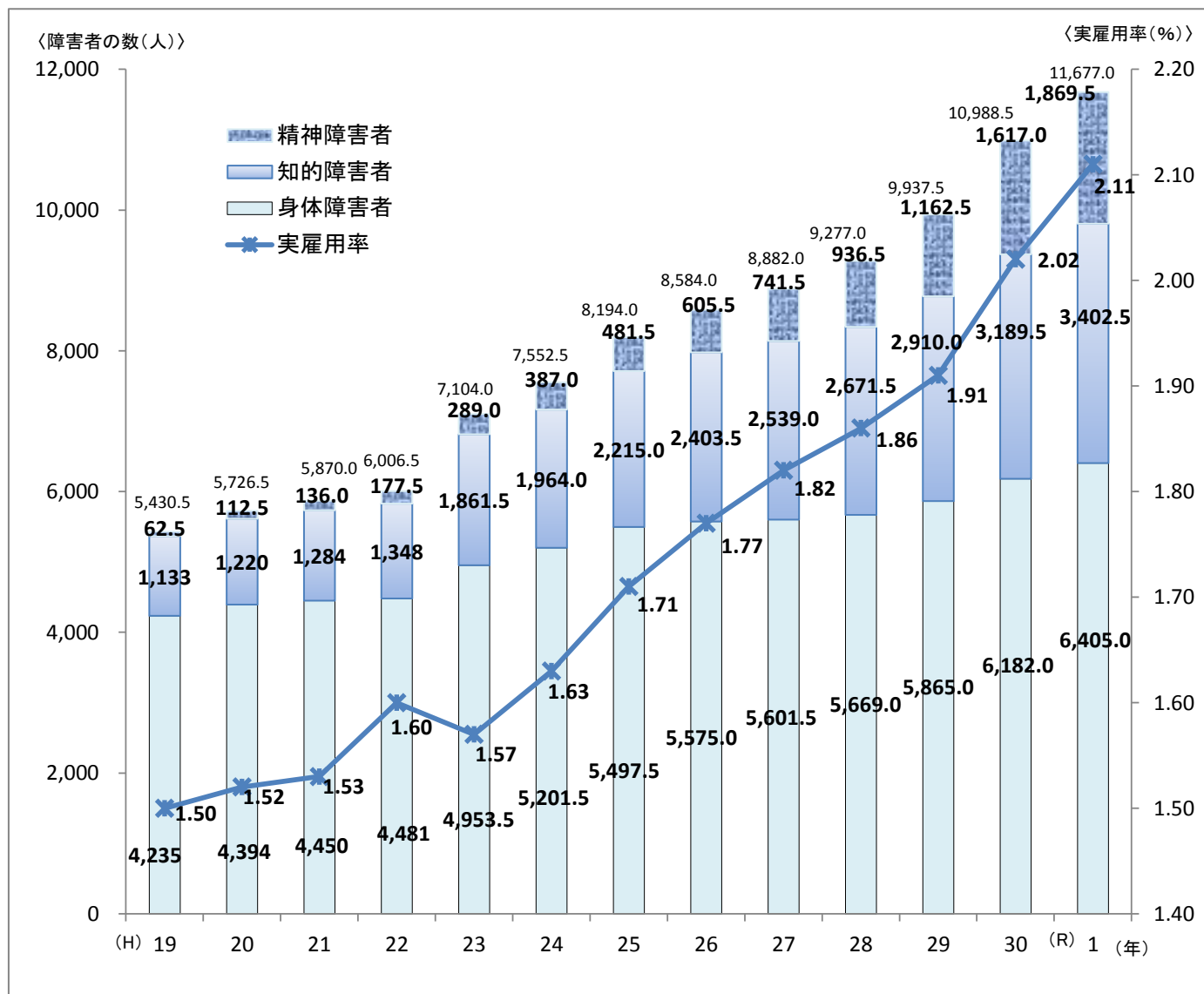
(2) 産業別

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c+d×0.5		a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c+d×0.5		c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	f.計 c+(d-e)×0.5+e		g. うち新規雇用分
							f. うち新規雇用分									e.dのうち注5に該当する労働者		
産業計	11,677.0 (10,988.5)	1,677 (1,616)	428 (404)	2,328 (2,273)	590 (546)	6,405.0 (6,182.0)	488.5 (541.0)	504 (462)	179 (185)	1,736 (1,627)	959 (907)	3,402.5 (3,189.5)	317.0 (350.0)	1,101 (942)	969 (850)	568 (500)	1,869.5 (1,617.0)	473.5 (451.0)
農、林、漁業、鉱業	64.0 (60.5)	4 (3)	1 (0)	15 (12)	1 (1)	24.5 (18.5)	3.5 (0.0)	10 (10)	3 (3)	10 (10)	7 (9)	36.5 (37.5)	0.0 (1.0)	2 (3)	2 (3)	0 (0)	3.0 (4.5)	0.0 (0.0)
建設業	193.5 (160.5)	52 (43)	4 (3)	49 (48)	3 (2)	158.5 (138.0)	17.0 (27.0)	1 (1)	0 (0)	6 (4)	0 (0)	8.0 (6.0)	2.0 (1.0)	23 (14)	5 (3)	3 (2)	27.0 (16.5)	6.0 (4.0)
製造業	1,488.0 (1,428.5)	223 (231)	19 (18)	359 (353)	29 (33)	838.5 (849.5)	45.0 (77.0)	72 (61)	13 (11)	278 (258)	33 (32)	451.5 (407.0)	56.5 (58.0)	172 (150)	33 (26)	19 (18)	198.0 (172.0)	46.5 (54.5)
電気・ガス・熱供給・水道業	33.0 (35.0)	9 (11)	0 (1)	11 (10)	0 (0)	29.0 (33.0)	1.0 (7.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	4 (2)	0 (0)	0 (0)	4.0 (2.0)	0.0 (0.0)
情報通信業	144.0 (129.5)	33 (33)	3 (3)	34 (29)	1 (1)	103.5 (98.5)	7.0 (10.0)	1 (1)	0 (0)	6 (6)	2 (2)	9.0 (9.0)	2.0 (2.0)	25 (17)	8 (5)	5 (5)	31.5 (22.0)	11.0 (7.0)
運輸業	1,091.5 (900.5)	190 (159)	23 (13)	294 (258)	31 (21)	712.5 (599.5)	49.0 (53.0)	50 (36)	10 (8)	147 (120)	22 (10)	268.0 (205.0)	26.0 (31.0)	94 (81)	23 (18)	11 (12)	111.0 (96.0)	21.5 (31.0)
卸売・小売業	1,676.0 (1,627.5)	229 (228)	48 (44)	289 (303)	72 (64)	831.0 (835.0)	61.5 (68.0)	67 (67)	31 (34)	306 (290)	116 (102)	529.0 (509.0)	63.0 (60.0)	191 (189)	154 (116)	96 (73)	316.0 (283.5)	102.0 (78.0)
金融、保険業	368.0 (359.5)	102 (105)	6 (5)	95 (93)	4 (7)	307.0 (311.5)	13.0 (11.0)	1 (1)	0 (0)	18 (16)	0 (0)	20.0 (18.0)	2.0 (4.0)	40 (29)	1 (1)	1 (1)	41.0 (30.0)	10.0 (5.0)
不動産業 物品賃貸業	147.5 (149.5)	34 (37)	5 (5)	50 (49)	3 (4)	124.5 (130.0)	13.5 (17.5)	0 (0)	1 (0)	8 (9)	1 (1)	9.5 (9.5)	2.0 (1.0)	8 (6)	8 (4)	3 (4)	13.5 (10.0)	5.5 (1.0)
学術研究、 専門・技術サービス業	1,837.5 (1,738.5)	189 (189)	122 (115)	259 (254)	207 (200)	862.5 (847.0)	29.5 (21.0)	30 (30)	33 (37)	358 (328)	458 (449)	680.0 (649.5)	21.5 (23.0)	141 (115)	201 (166)	107 (88)	295.0 (242.0)	43.5 (58.0)
宿泊業、 飲食サービス業	256.5 (238.0)	29 (20)	11 (14)	37 (32)	15 (15)	113.5 (93.5)	14.0 (14.5)	14 (15)	4 (4)	70 (72)	25 (23)	114.5 (117.5)	10.5 (20.5)	13 (18)	20 (14)	11 (4)	28.5 (27.0)	10.0 (8.5)
生活関連、 娯楽業	324.5 (331.5)	40 (41)	19 (22)	71 (79)	32 (24)	186.0 (195.0)	14.0 (9.0)	13 (12)	6 (5)	29 (28)	17 (22)	69.5 (68.0)	7.0 (4.0)	31 (26)	46 (48)	30 (37)	69.0 (68.5)	18.0 (20.0)
教育・ 学習支援業	144.0 (159.5)	34 (34)	7 (10)	34 (36)	5 (6)	111.5 (117.0)	8.5 (18.5)	3 (4)	1 (0)	3 (7)	2 (0)	11.0 (15.0)	3.0 (11.0)	19 (23)	3 (7)	2 (2)	21.5 (27.5)	5.0 (8.0)
医療・福祉	2,371.0 (2,186.5)	282 (265)	120 (113)	396 (367)	137 (124)	1148.5 (1,072.0)	127.5 (130.0)	105 (91)	70 (76)	253 (242)	255 (234)	660.5 (617.0)	84.5 (99.0)	215 (165)	435 (421)	259 (244)	562.0 (497.5)	159.0 (146.5)
複合 サービス事業	144.5 (143.0)	28 (26)	2 (3)	34 (40)	3 (2)	93.5 (96.0)	5.0 (5.5)	12 (10)	3 (2)	11 (11)	3 (3)	39.5 (34.5)	5.0 (1.0)	11 (11)	1 (2)	0 (1)	11.5 (12.5)	0.0 (6.0)
サービス業	1,393.5 (1,340.5)	199 (191)	38 (35)	301 (310)	47 (42)	760.5 (748.0)	79.5 (72.0)	125 (123)	4 (5)	233 (226)	18 (20)	496.0 (487.0)	32.0 (33.5)	112 (93)	29 (16)	21 (9)	137.0 (105.5)	35.5 (23.5)

(注) 第1表 (2) 1～7と同じ

第1図 民間企業における実雇用率と雇用されている障害者の推移

各年6月1日現在



注1 雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模企業、平成25年から平成29年までは50人以上規模企業、平成30年からは45.5人以上規模の企業)についての集計である。

注2 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで
 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者

平成18年以降
 平成22年まで
 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 精神障害者である短時間労働者
 (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

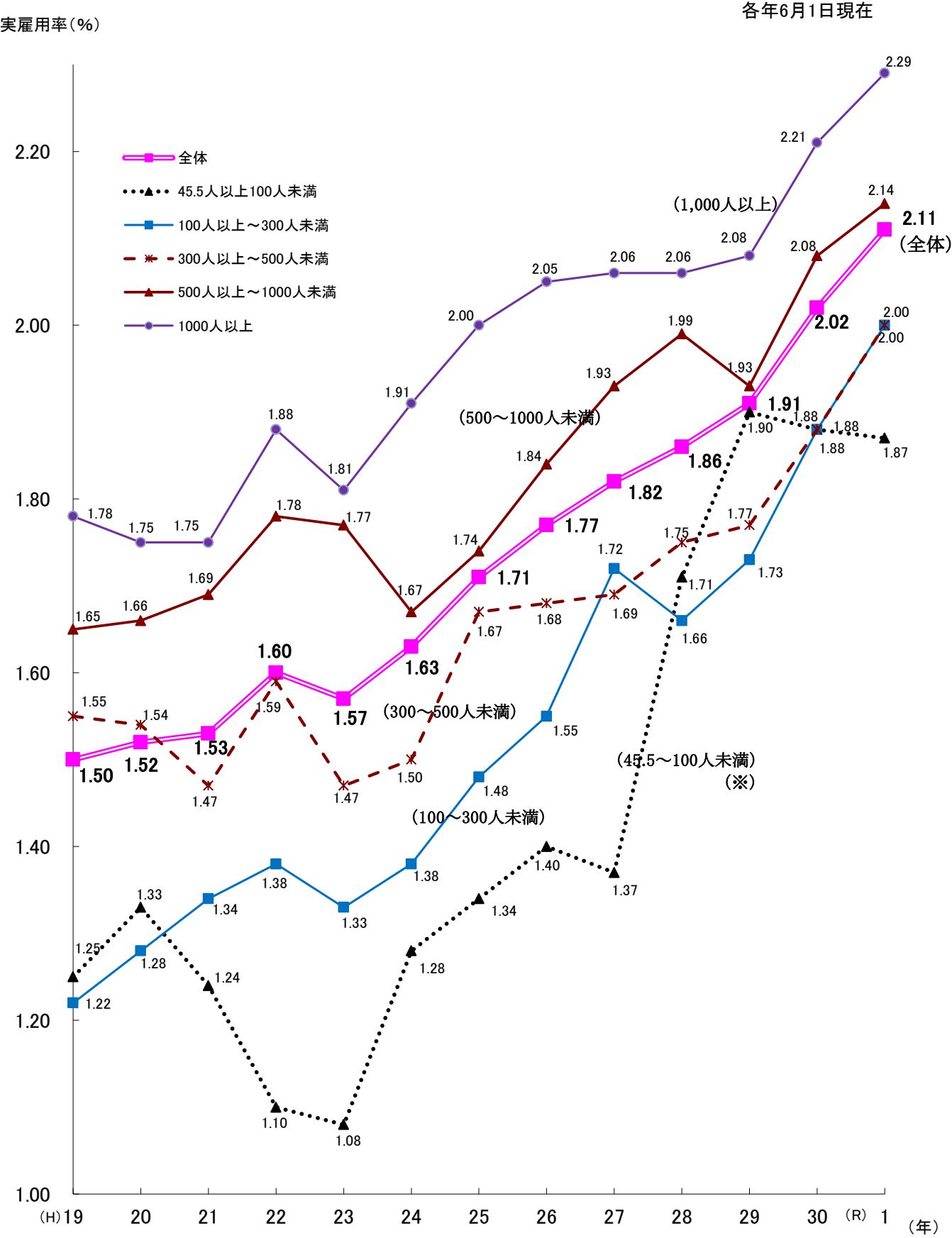
平成23年以降
 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 身体障害者である短時間労働者
 (身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
 知的障害者である短時間労働者
 (知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
 精神障害者である短時間労働者(※)
 (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

※ 平成30年からは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

- ① 平成28年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成28年6月2日より前に採用された者であって、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

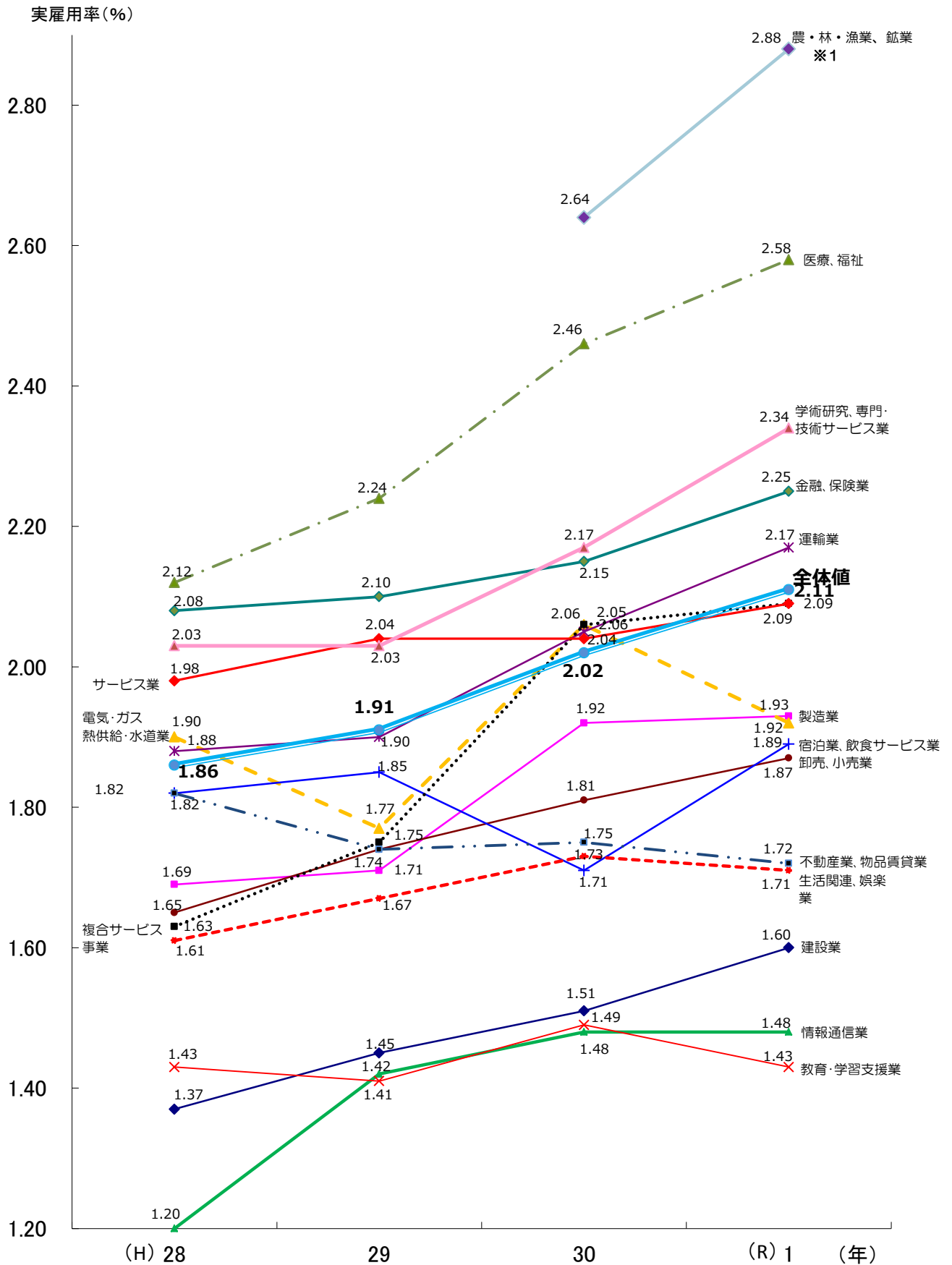
注3 法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%となっている。

第2図 民間企業における規模別障害者の実雇用率の推移



第3図 民間企業における産業別障害者の実雇用率の推移

各年6月1日現在



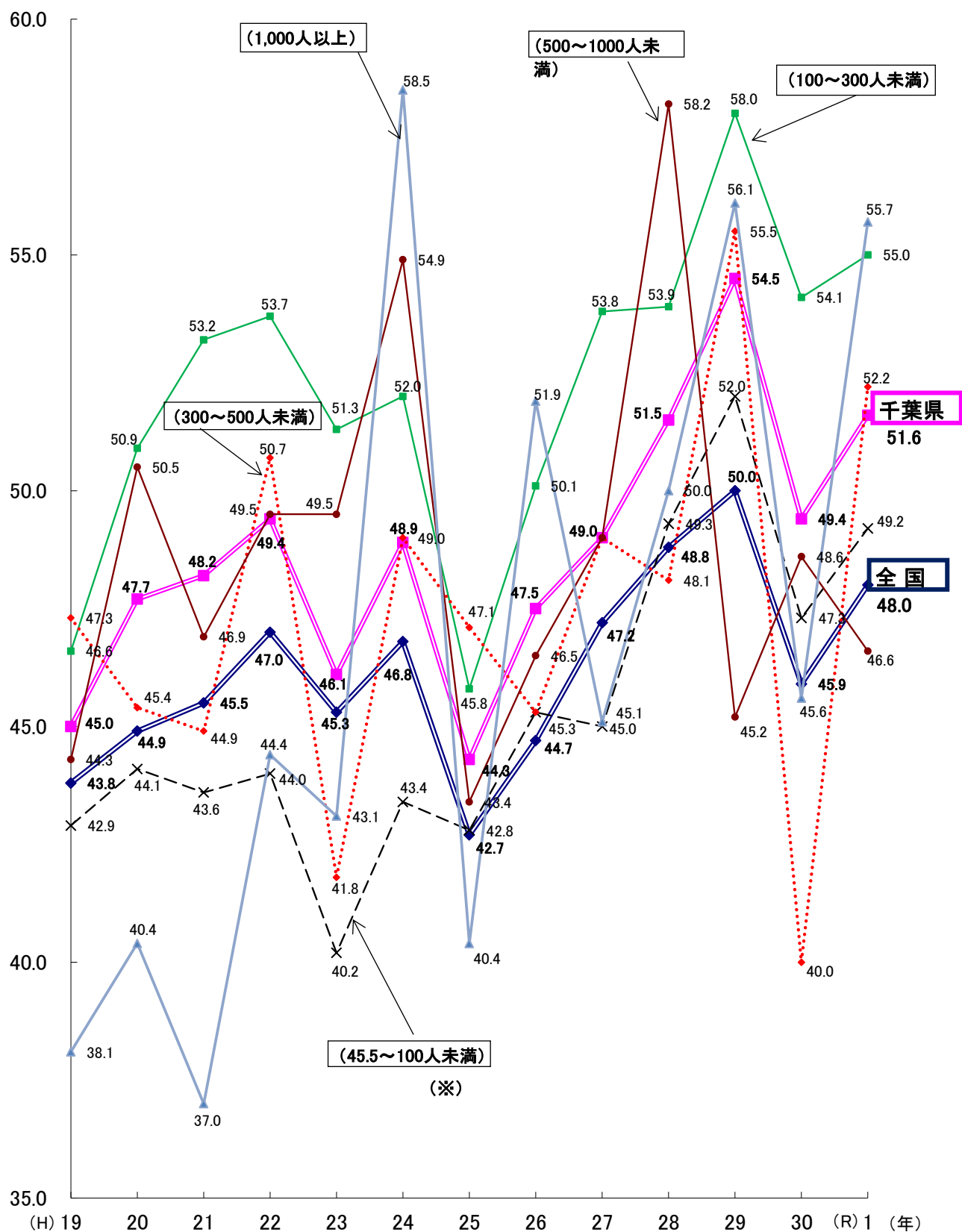
※1 グラフの作成上、平成29年度までは労働者数が1,850人に満たなかった農・林・漁業及び鉱業は除いていた。

【参考】農・林・漁業及び鉱業の雇用率(平成28年度:3.86%、平成29年度:3.36%)

第4図 民間企業における規模別障害者の法定雇用率達成企業割合の推移

各年6月1日現在

達成企業割合(%)



※ 24年までは56~100人未満

※ 25年から29年までは50~100人未満

第4表 千葉県の機関における障害者の在職状況

1. 法定雇用率2.5%が適用される機関

(1) 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる職員 数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成機関の数	⑥ 法定雇用率達 成機関の割合
			A.重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤 務職員	C.重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者 (注4)	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短 時間勤務職員 (注5)	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇 用分			
計	機関 4	人 12,234.0	人 112	人 7	人 108	人 10	人 344.0	人 36.0	% 2.81	機関 3	% 75.0
	(5)	(11,978.0)	(95)	(5)	(88)	(7)	(286.5)	(20.0)	(2.39)	(2)	(40.0)
千葉県 知事部局	1	8,245.5	80	3	73	4	238.0	24.0	2.89	1	100.0
	(1)	(8,020.0)	(66)	(0)	(64)	(0)	(196.0)	(14.0)	(2.44)	(0)	(0.0)
その他の 県の機関	3	3,988.5	32	4	35	6	106.0	12.0	2.66	2	66.7
	(4)	(3,958.0)	(29)	(5)	(24)	(7)	(90.5)	(6.0)	(2.29)	(2)	(50.0)

(2) 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数					
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5		a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5		c.精神障害者	d.精神障害者である短時間勤務職員	f.計 c+(d-e)×0.5+e			
						f.うち新規雇用分	f.うち新規雇用分					e. dのうち、(注5)に該当する職員	g.うち新規雇用分						
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
	344.0	107	7	72	9	297.5	17.0	5	0	4	0	14.0	6.0	32	1	0	32.5	13.0	
	(286.5)	(90)	(5)	(77)	(7)	(265.5)	(9.0)	(5)	(0)	(3)	(0)	(13.0)	(6.0)	(8)	(0)	(0)	(8.0)	(5.0)	

2. 法定雇用率2.4%が適用される機関

(1) 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる職員 数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成機関の数	⑥ 法定雇用率達 成機関の割合
			A.重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤 務職員	C.重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者 (注4)	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短 時間勤務職員 (注5)	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇 用分			
千葉県 教育委員会	機関 1	人 28,992.5	人 129	人 2	人 148	人 3	人 409.5	人 71.0	% 1.41	機関 0	% 0.0
	(1)	(22,778.5)	(124)	(1)	(107)	(0)	(356.0)	(30.0)	(1.56)	(0)	(0.0)

〔第4表 1(1)・2(1)の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下の注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務職員である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
- ①平成28年6月2日以降に採用された者であること。
- ②平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔第4表 1(2)の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のe欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに④d欄の精神障害者(e欄(注5参照)に該当する者を除く。)である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている
- 4 ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ④e欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。
- ①平成28年6月2日以降に採用された者であること。
- ②平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は、平成30年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

第5表 県内市町村等の機関における障害者の在職状況

(1) 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
法定雇用率2.5%が適用される機関	89	46,726.0	295	42	513	54	1,172.0	110.0	2.51	75	84.3
	(91)	(45,853.0)	(274)	(49)	(474)	(44)	(1,093.0)	(87.0)	(2.38)	(68)	(74.7)
法定雇用率2.4%が適用される厚生労働大臣の指定する教育委員会	4	5,930.0	21	5	50	12	103.0	18.5	1.74	2	50.0
	(4)	(5,356.5)	(21)	(5)	(47)	(11)	(99.5)	(10.0)	(1.86)	(2)	(50.0)

(2) 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
法定雇用率2.5%が適用される機関	1,172.0	287	41	370	44	1,007.0	67.5	8	1	25	5	44.5	10.5	97	26	21	120.5	32.0
	(1,093.0)	(263)	(47)	(359)	(36)	(950.0)	(44.0)	(11)	(2)	(22)	(3)	(47.5)	(20.0)	(78)	(20)	(15)	(95.5)	(23.0)
法定雇用率2.4%が適用される厚生労働大臣の指定する教育委員会	103.0	21	5	35	11	87.5	12.0	0	0	0	1	0.5	0.5	15	0	0	15.0	6.0
	(99.5)	(21)	(5)	(36)	(11)	(88.5)	(7.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(11)	(0)	(0)	(11.0)	(3.0)

〔第2表 (1)の注〕

〔第1表 1(1)の注〕1～7と同じ

8 「厚生労働大臣の指定する教育委員会」は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第2条ただし書きの規定に基づき同条ただし書きの厚生労働大臣の指定する教育委員会を定める件(平成11年労働省告示第33号)に定める教育委員会とする。

9 法定雇用率2.5%が適用される機関とは、市町村の行政機関等である。

〔第2表 (2)の注〕

〔第1表 1(2)の注〕1～7と同じ

第6表 地方公共団体等の各機関の状況

(1) 都道府県知事部局の状況（法定雇用率2.5%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合 計	8,245.5	238.0	2.89	0.0	
千葉県（認定）	8,245.5	238.0	2.89	0.0	注4

(2) 都道府県機関(警察、企業局等)の状況（法定雇用率2.5%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合 計	3,988.5	106.0	2.66	3.0	
千葉県企業局	1,186.0	35.0	2.95	0.0	注8
千葉県病院局	1,268.0	36.0	2.84	0.0	
千葉県警察本部	1,534.5	35.0	2.28	3.0	注7

(3) 都道府県教育委員会の状況（法定雇用率2.4%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合 計	28,992.5	409.5	1.41	285.5	
千葉県	28,992.5	409.5	1.41	285.5	

(4) 独立行政法人等(地方独立行政法人等)の状況（法定雇用率2.5%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合 計	2,237.0	55.5	2.48	1.0	
千葉県住宅供給公社	78.0	2.0	2.56	0.0	
さんむ医療センター	257.0	8.5	3.31	0.0	
総合病院国保旭中央病院	1,554.0	38.0	2.45	0.0	
東金九十九里地域医療センター	348.0	7.0	2.01	1.0	

※「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人（国所轄の法人）を指し、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。
 なお、国所轄の法人については、厚生労働省で発表している。（注5）

(5) 県内市町村等の機関の状況（法定雇用率2.5%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合 計	46,726.0	1,172.0	2.51	30.0	
千葉市（認定）	5,661.0	144.0	2.54	0.0	注4
銚子市（認定）	689.0	17.0	2.47	0.0	注4
市川市	2,477.0	66.0	2.66	0.0	
船橋市	2,930.0	79.0	2.70	0.0	
館山市	372.5	7.0	1.88	2.0	
木更津市（認定）	971.0	24.0	2.47	0.0	注4
松戸市（認定）	3,078.5	76.5	2.48	0.0	注4
野田市（認定）	1,061.0	27.0	2.54	0.0	注4
茂原市	497.5	12.0	2.41	0.0	
成田市	1,038.0	28.0	2.70	0.0	
佐倉市	934.0	29.0	3.10	0.0	
東金市	460.0	9.0	1.96	2.0	
旭市（認定）	521.5	14.0	2.68	0.0	注4
習志野市	1,031.5	23.5	2.28	1.5	
柏市	1,750.5	43.0	2.46	0.0	
勝浦市	215.0	4.0	1.86	1.0	注7

	①法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
市原市	1,463.5	37.0	2.53	0.0	
流山市（認定）	991.0	25.0	2.52	0.0	注4
八千代市（認定）	1,112.0	27.0	2.43	0.0	注4
我孫子市（認定）	954.0	19.5	2.04	3.5	注4
鴨川市	534.0	13.0	2.43	0.0	
鎌ヶ谷市（認定）	688.0	19.5	2.83	0.0	注4
君津市（認定）	826.0	21.0	2.54	0.0	注4
富津市（認定）	435.0	11.0	2.53	0.0	注4
浦安市	996.0	24.0	2.41	0.0	
四街道市	440.0	14.0	3.18	0.0	
袖ヶ浦市	418.5	11.0	2.63	0.0	
八街市（認定）	641.5	17.0	2.65	0.0	注4
印西市	661.5	16.0	2.42	0.0	
白井市	369.5	9.5	2.57	0.0	
富里市（認定）	426.0	13.0	3.05	0.0	注4
南房総市（認定）	669.5	18.0	2.69	0.0	注4
匝瑳市（認定）	293.5	8.0	2.73	0.0	注4
香取市	477.0	12.0	2.52	0.0	
山武市（認定）	440.0	14.0	3.18	0.0	注4
いすみ市（認定）	496.5	12.0	2.42	0.0	注4
酒々井町	198.0	4.0	2.02	0.0	
栄町（認定）	172.5	4.0	2.32	0.0	注4
神崎町	74.5	3.0	4.03	0.0	
多古町	255.0	6.0	2.35	0.0	
東庄町	130.0	3.0	2.31	0.0	
大網白里市（認定）	621.5	16.0	2.57	0.0	注4
九十九里町	125.0	2.0	1.60	1.0	
芝山町	128.5	3.0	2.33	0.0	
横芝光町	239.5	6.0	2.51	0.0	
一宮町	130.5	3.0	2.30	0.0	
睦沢町	69.0	2.0	2.90	0.0	
長生村	115.0	3.0	2.61	0.0	
白子町	140.0	3.0	2.14	0.0	
長柄町	110.0	3.0	2.73	0.0	
長南町（認定）	141.0	3.0	2.13	0.0	注4
大多喜町	159.0	3.0	1.89	0.0	
御宿町	119.0	2.0	1.68	0.0	
鋸南町	89.5	4.0	4.47	0.0	
市川市教育委員会	777.5	23.0	2.96	0.0	
館山市教育委員会	190.0	6.0	3.16	0.0	
茂原市教育委員会	97.0	2.0	2.06	0.0	
成田市教育委員会	318.5	7.0	2.20	0.0	
佐倉市教育委員会	228.0	4.0	1.75	1.0	注7
東金市教育委員会	108.5	2.0	1.84	0.0	
市原市教育委員会	191.0	4.0	2.09	0.0	
鴨川市教育委員会	90.5	2.0	2.21	0.0	
浦安市教育委員会	489.0	4.0	0.82	8.0	
四街道市教育委員会	63.5	2.0	3.15	0.0	
袖ヶ浦市教育委員会	114.5	2.0	1.75	0.0	
印西市教育委員会	246.5	7.0	2.84	0.0	
白井市教育委員会	82.0	3.0	3.66	0.0	
香取市教育委員会	110.5	2.0	1.81	0.0	
大多喜町教育委員会	63.5	1.0	1.57	0.0	
酒々井町教育委員会	42.0	0.0	0.00	1.0	

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
山武郡市広域水道企業団	54.0	2.0	3.70	0.0	
四市複合事務組合	89.0	3.0	3.37	0.0	
長生郡市広域市町村圏組合	117.0	7.0	5.98	0.0	
山武郡市広域行政組合	73.5	2.0	2.72	0.0	
九十九里地域水道企業団	79.0	3.0	3.80	0.0	
香取市東庄町病院組合	155.5	4.5	2.89	0.0	
国保国吉病院組合	208.0	5.0	2.40	0.0	
君津中央病院企業団	568.0	13.5	2.38	0.5	
公立長生病院事業	142.5	4.0	2.81	0.0	
松戸市病院事業	722.5	17.5	2.42	0.5	注7
習志野市企業局	133.5	2.0	1.50	1.0	
柏市水道事業	67.5	2.0	2.96	0.0	
船橋市病院事業	500.5	6.0	1.20	6.0	
国保匝瑳市民病院	174.0	4.0	2.30	0.0	
佐倉市上下水道部	57.0	1.0	1.75	0.0	
流山市上下水道事業	44.5	0.0	0.00	1.0	
市原市水道事業	48.0	1.0	2.08	0.0	
北千葉広域水道企業団	85.0	3.0	3.53	0.0	
かずさ水道広域連合企業団	156.0	3.0	1.92	0.0	

(6) 県内市町村教育委員会の状況(法定雇用率2.4%) 注6

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合 計	5,930.0	103.0	1.74	38.5	
千葉市教育委員会	4,401.0	69.5	1.58	35.5	
船橋市教育委員会	900.0	22.5	2.50	0.0	
習志野市教育委員会	356.0	5.0	1.40	3.0	
柏市教育委員会	273.0	6.0	2.20	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし短時間勤務職員である精神障害者であって、平成28年6月2日以降に採用された者又は平成29年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保管福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 注5 「高齢・障害・求職者雇用支援機構、量子科学技術研究開発機構、千葉大学」は国の所轄法人のため、千葉労働局での集計を行っていない
- 注6 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 注7 注7の機関は、障害者雇用状況報告(令和元年6月1日)後、障害者雇用不足数を解消した機関。
- 注8 千葉県企業土地管理局及び千葉県水道局は、千葉県企業局に組織統合されている。